

熱 監 第 39 号

令和6年2月28日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 越 村 修

令和5年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査の基準

熱海市監査基準（令和2年4月1日熱海市監査委員告示第4号）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
（公の施設の指定管理者監査）

3 監査の対象

熱海海浜公園施設

指定管理者 STI 熱海海浜公園グループ

所管課 観光建設部 公園緑地課

4 監査の期間 令和5年9月26日（火）～ 令和6年2月27日（火）

5 監査の範囲

令和4年度に執行された公の施設の管理にかかる事務の執行及び業務管理運営状況について

6 監査の着眼点 監査にあたっては、次の項目を主眼点とした。

(1) 所管課関係

ア 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

イ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

ウ 指定管理者に対して指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用促進に努めているか。

エ 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。

7 監査の実施方法

当該施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が基本協定書に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象団体及び所管課から関係書類の提出を求め、書面及び指定管理施設の調査を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。

1 指定管理者

STI 熱海海浜公園グループ

静岡県葵区鷹匠二丁目 23 番 9 号

代表団体 静岡ビル保善株式会社

静岡県葵区鷹匠二丁目 23 番 9 号

構成団体 株式会社東京ドームスポーツ

東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号

構成団体 伊豆駿河湾游泳協会

富士市中島 235 番地 4

2 指定管理施設の名称

熱海海浜公園

3 指定管理期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）

4 指定管理の業務範囲

- (1) 施設の管理運営
- (2) 樹木等の維持管理
- (3) 施設の利用促進
- (4) 市と指定管理者とのリスク分担
- (5) 事業報告書等の提出

5 指定管理の目的

熱海海浜公園の管理業務をより効率的かつ効果的に行い、住民サービスの向上、管理経費の削減等を図る。

6 指定管理料

72,629,208 円（令和 4 年度）

7 所管部課

観光建設部 公園緑地課

8 指定管理の収支状況（令和4年度実績）

収 入

項 目	予 算 額	決 算 額
指定管理料	35,591,000	72,629,208
年度協定に基づく指定管理料	35,591,000	35,591,000
年度協定に基づく精算	0	428,199
覚書に基づく精算(光熱水費)	0	18,852,958
覚書に基づく精算(光熱水費以外)	0	17,757,051
利用料金収入	85,789,000	73,137,380
自主事業収入	90,690,000	59,372,359
自動販売機収入	2,100,000	1,635,133
提案事業による収入	88,590,000	57,737,226
合 計	212,070,000	205,138,947

支 出

項 目	予 算 額	決 算 額
維持管理運営費用	170,711,000	177,079,097
消耗品費	5,120,000	3,117,116
燃料費	360,000	361,375
印刷製本費	250,000	280,874
水道光熱費	61,829,000	80,681,958
通信運搬費	840,000	525,841
宣伝広告費	1,337,000	776,352
手数料	2,705,000	583,000
保険料	436,000	297,550
人件費	59,276,000	51,051,291
一般管理費	4,235,000	4,192,800
樹木植栽費	1,950,000	1,608,750
清掃費	11,200,000	8,838,810
使用料・賃借料	7,232,000	8,337,241
修繕費	1,000,000	3,022,830
工事費	2,000,000	0
備品購入費	100,000	177,270
公租公課	4,889,000	5,327,258
その他	5,952,000	7,898,781
自主事業による経費	41,359,000	33,400,056
合 計	212,070,000	210,479,153

収入総額 205,138,947 円 － 支出総額 210,479,153 円 ＝ △5,340,206 円

9 監査の結果及び意見

監査を実施した結果、対象事務の執行について、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は適切な是正措置を講じるとともに、指定管理者（団体）においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

(1) 指定管理者：STI 熱海海浜公園グループに関する事項

適正な会計処理について

令和4年度の事業報告書の収支実績において、支出にかかる人件費については、指定管理者の本社職員応援勤務分（3,799,966円）が令和5年3月に一括計上されており、同様に備品購入費（177,270円）についても3月に一括計上されていた。

基本協定書第25条では、年間事業報告とは別に、月次事業報告を求めていることから、発生主義に基づいた適切な報告により施設の管理状況を明瞭にされたい。

なお、人件費の本社職員応援勤務分の確認については、勤務実態を明確に示す資料の提出がなく不明瞭であった。また、当該経費については、監査時点で指定管理業務にかかる会計からの支払い実績がないにもかかわらず、収支報告されていた。本来であれば、会計年度内に指定管理業務の会計から支払いを完了し、収支実績に計上されるべきものである。当案件に際しては、早急に収支実績に基づく会計処理に是正され、今後は、適正な会計処理となるよう特に留意していただきたい。

【意見・要望】

(1) 指定管理者：STI 熱海海浜公園グループに関する事項

施設運営について

当該業務は、指定管理者として3者の共同事業体構成団体が管理運営を行っているが、それぞれが専門分野の特性を生かすことで業務の充実を図り、市民の健康増進の面において貢献していることを評価している。2期目も引続き指定管理者の指定を受けられたとのことであるが、新型コロナウイルス感染症拡大以来、入場制限等の対策や光熱費等の価格高騰の影響を受け赤字決算が続いていることから、今後も団体間が連携し、住民サービスの向上を目指した効率的かつ効果的な施設の管理運営に努めていただきたい。

(2) 所管課：観光建設部 公園緑地課に関する事項

基本協定に基づく事務処理の遂行について

基本協定第 25 条では、指定管理者は毎月 20 日までに前月の日報を集計した月次報告書を提出するとされているが、定められた期日より遅れて提出されていた。また、基本協定第 56 条によると、所管課と指定管理者間の協定に関する要求、通知、申出、報告、指示及び承認は、特別な定めがある場合を除き、書面により行わなければならないとされているが、所管課の書面による承認手続がされていないものが散見された。これらは、基本協定に則り事務を遂行するとともに、規定されている内容が実務に適合しない箇所においては、年度協定の内容を協議、見直しを図るなど、今後は、協定書に則った適正な事務手続きとなるよう努められたい。

指定管理業務報告における履行確認について

指定管理者による会計処理は、指定管理施設ではなく、代表団体本社のシステム内で行われており、会計簿や証憑類が確認しづらい状況にあるが、所管課が事業報告書を受領する際は、指定管理者から提出される記載内容、収支の計数を精査・確認するとともに、必要に応じ出納関係帳簿等を実地検査することで、本来業務に係る適正な管理経費の把握に努められたい。

【監査結果について】

監査の結果として示されるのは、①指摘事項、②指導事項、③意見の 3 種類である。

①指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するもの

②指導事項

指摘には至らない比較的軽微な誤りと認められる事項等

③意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見（要望事項）